

# 「孫休暇」及び「子育て・孫育て休暇」



## 休暇の制定の目的、趣旨について

本市は、今年7月に「ベビーファースト運動」への参画を宣言。

本市の活動宣言である「郡山市は全力で子育て応援中!」の具体的な取り組みの一環として「孫休暇」と「子育て・孫育て休暇」を実施します。

本市の取り組みを機に、民間企業や他自治体へ同様の取り組みが波及することで、子育てを支え、子どもを産み育てやすい社会の実現に資することを期待します。



## 制度の内容について

### ◆「孫休暇」◆

「男性の出産補助休暇」と「男性の育児参加休暇」を、「男性（父）」だけでなく、「祖父母」も取得できるよう対象を拡充する。

### ◆「子育て・孫育て休暇」◆

「子育て・孫育て休暇」という位置付け、通称を新たに定め、子育て、孫育てに携わる職員が年次有給休暇を取得しやすい環境をつくります。

現行の特別休暇	現行の特別休暇の内容	改正内容	用途
男性の出産補助休暇	妻の出産に係る入院等の日から出産日以後3週間の期間内で、最大3日間の特別休暇(有給)を取得可能。	→ 対象の子が「孫」である場合、「祖父母」についても、同休暇を取得できるようにする。(通称「孫休暇」)	出産する方の入院・退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話などの際に利用することができる。
男性の育児参加休暇	子の誕生日から1年間を経過する日までで、最大5日間の特別休暇(有給)を取得可能。		生まれた孫の世話、生まれる孫の上の孫の世話、孫の健康診査などの際に利用することができる。

県内市初  
東北の中核市でも初

## 施行日

2023（令和5）年2月1日 施行